

移管指針「移管指針の適用」の修正

2025年2月20日

移管指針「移管指針の適用」（改正2024年9月13日）を次のように修正する（修正部分に下線を付している。）。

修正後	修正前	修正理由
<p>適用時期等</p> <p>3. 2024年7月に公表された移管指針（以下「2024年7月移管指針」という。）は、公表日以後適用する。 <u>2024年7月移管指針が改正される場合、本移管指針に定めがあるときを除き、別紙に記載した移管指針においてそれぞれ定める適用時期に基づき適用する。</u></p>	<p>適用時期等</p> <p>3. 2024年7月に公表された移管指針（以下「2024年7月移管指針」という。）は、公表日以後適用する。</p>	<p>企業会計基準第34号「リースに関する会計基準」の公表に伴い改正した移管指針第13号「特別目的会社を活用した不動産の流動化に係る譲渡人の会計処理に関する実務指針についてのQ&A」の適用時期の明確化などを行っている。</p>
<p>4. 企業会計基準第24号「会計方針の開示、会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」（以下「企業会計基準第24号」という。）第10項にかかわらず、<u>2024年7月移管指針の適用については会計方針の変更に関する注記を要しない。</u></p>	<p>4. 企業会計基準第24号「会計方針の開示、会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」（以下「企業会計基準第24号」という。）第10項にかかわらず、<u>別紙に記載した移管指針の適用は会計方針の変更に関する注記を要しない。</u></p>	
<p>4-2. <u>2024年9月に改正された移管指針第13号「特別目的会社を活用した不動産の流動化に係る譲渡人の会計処理に関する実務指針についてのQ&A」の適用時期は、2024年に公表された企業会計基準第34号「リースに関する会計基準」（以下「リース会計基準」という。）の適用時期と同様とする。</u></p>	<p>4-2. 2024年に公表された企業会計基準第34号「リースに関する会計基準」（以下「リース会計基準」という。）の適用により、移管指針第3号「連結財務諸表におけるリース取引の会計処理に関する実務指針」（以下「連結リース実務指針」という。）の適用を終了する。</p>	

修正後	修正前	修正理由
<p>また、<u>リース会計基準</u>の適用により、移管指針第3号「<u>連結財務諸表におけるリース取引の会計処理に関する実務指針</u>」の適用を終了する。</p>		
<p>BC14. 2024年9月改正移管指針は、2024年9月のリース会計基準の公表に伴い、次の移管指針について所要の改正を行ったものである。</p> <p>(略)</p> <p>また、<u>移管指針第3号「連結財務諸表におけるリース取引の会計処理に関する実務指針」</u>については、連結会社相互間のリースは通常¹の連結手続に従って会計処理が行われるものであることから当該実務指針で定めている内容を改正して存続させる意義が乏しいと考えられるため、適用を終了することとした。</p>	<p>BC14. 2024年9月改正移管指針は、2024年9月のリース会計基準の公表に伴い、<u>2024年9月に次の移管指針</u>について所要の改正を行ったものである。</p> <p>(略)</p> <p>また、連結リース実務指針については、連結会社相互間のリースは通常¹の連結手続に従って会計処理が行われるものであることから当該実務指針で定めている内容を改正して存続させる意義が乏しいと考えられるため、適用を終了することとした。</p>	

以 上